

社会福祉法人高知市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等の報酬及びその支給方法並びに役員等が協議会用務のため旅行する場合における旅費その他の費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、社会福祉法人高知市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員並びに定款第18条第1項に規定する理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 理事たる会長、副会長及び常務理事の報酬は、別表に定める額とする。ただし、高知市の常勤職員が当該役員等を兼ねた場合及び協議会の職員が常務理事を兼ねた場合は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 会長及び常務理事の報酬の支給方法は、次によるものとする。

- (1) 会長は任期起算の日から、常務理事は任命の日から支給する。
- (2) 新任又は辞職等による離職の日が月の中途である場合は、新任の日から又は離職の日までを日割計算して支給する。
- (3) 死亡により離職したときは、死亡の月までを支給する。
- (4) 報酬の支給日は毎月16日とし、これにより難い場合は協議会の例による。

2 副会長の報酬の支給方法は、次によるものとする。

- (1) 報酬は、年2回支給し、各回の支給額及び支給日については、会長が別に定める。
- (2) 新任、退任等のために在職期間が1年に満たないときは、年額を月割りとし、更に新任の日より又は退任の日までを日割計算して支給する。
- (3) 死亡のため在職期間が1年に満たないときは、年額を月割とし、死亡の月までを支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤の常務理事には、通勤手当を支給することができる。

2 前項に規定する通勤手当の支給方法等については、社会福祉法人高知市社会福祉協議会職員の給与に関する規則（平成9年4月1日施行。以下「給与規則」という。）及び社会福祉法人高知市社会福祉協議会職員の給与に関する規則施行細則（平成9年4月1日施行。以下「給与規則施行細則」という。）を準用する。

(期末手当)

第6条 常勤の常務理事には、期末手当を支給することができる。

2 前項に規定する期末手当の支給方法等については、給与規則及び給与規則施行細則を準用する。

この場合において、給与規則第13条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」

と、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「報酬の月額」と読み替えるものとする。

- 3 前項の場合における期末手当に係る加算割合は、100分の20とする。

(旅費等)

第7条 役員等が協議会の用務のため旅行するときの旅費については、高知市長等の給与、旅費等に関する条例（昭和26年高知市条例第13号）の例によるものとし、その旅費の額については同条例第8条を準用する。ただし、協議会の職員を兼ねた常務理事については、社会福祉法人高知市社会福祉協議会職員の旅費に関する規則（平成9年4月1日施行）の例によるものとし、高知市の常勤職員を兼ねる役員等については、高知市職員等旅費条例（昭和36年高知市条例第38号）の例による。

- 2 非常勤の役員等が会長の要請に応じ、理事会、評議員会に出席した場合及び監事が職務を執行する場合の費用弁償は、1回につき3,000円を支給する。ただし、会長及び協議会職員の選任理事並びに高知市、高知県の常勤職員の選任役員等については、これを支給しないものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(報酬額の特例)

- 2 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間、会長、副会長及び常務理事に支給する報酬額は、別表の規定にかかわらず、それぞれ同表に規定する額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条の規定を適用する場合における報酬月額は、別表に規定する額とする。

(高知市社会福祉協議会理事会・評議員会出席役員報酬規程の廃止)

- 3 社会福祉法人高知市社会福祉協議会理事会・評議員会出席役員報酬規程（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「とあるのは「100分の160」とあるのは「とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定（「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」を「100 分の 125」とあるのは「100 分の 145」に改める部分に限る。）は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 15 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

役 員 名	勤務形態	報 酬	
		種 別	金 額
会 長	非 常 勤	月 額	300,000 円
副 会 長	非 常 勤	年 額	140,000 円
常 務 理 事	常 勤	月 額	300,000 円